

(別 紙)

保護条例と保護法の主な違い

| 項目 | 主な違い | 保護条例（現行） | 保護法 | 釧路市の対応 |
|-----------------------|--|--|---|--|
| 個人情報の定義 | <p>保護条例における個人情報には、死者に関する情報も含まれていますが、保護法において個人情報は、「生存する個人に関する情報」と定義されており、個人情報から死者に関する情報は含まれていません。</p> | <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報（特定個人情報^(※)以外のものに限る。）を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。</p> | <p>（定義） 第2条 この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報であって</u>、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(※)「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいいます。</p> </div> </p> | <p>個人情報に死者の情報を含めるような規定を保護法施行条例で定めることは許容されていないことから、保護法で定めるとおりにします。</p> |
| 取り扱う個人情報の公表等 | <p>保護条例では、個人情報を取り扱う事務ごとに、取り扱う個人情報の種類や件数にかかわらず、個人情報取扱事務届出書を作成し、閲覧に供することが義務付けられています。 一方、保護法では、一定の要件（記録されている本人の数が1,000人以上である等）を満たす個人情報ファイルごとに個人情報ファイル簿を作成することが義務付けられています。</p> | <p>（個人情報取扱事務の届出） 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> | <p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第7条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> | <p>保護法において個人情報ファイル簿の作成の対象となっていない個人情報ファイルについても可能な限り帳簿を作成し、求めに応じて閲覧に供することができるようにします。</p> |
| 電子計算機の結合による個人情報の提供の制限 | <p>保護条例では、電子計算機の結合による個人情報の提供は、法令等に定めがある場合又は公益上特に必要があると実施機関が認めた場合に行うこととしていますが、保護法ではそのような制限はありません。</p> | <p>（電子計算機の結合による提供の制限） 第11条 個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、電子計算機の結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機と通信回線で接続し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（第2号に該当するときにあっては、電子計算機の結合による個人情報（特定個人情報を除く。）の提供をするときに限る。）は、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 公益上特に必要があると実施機関が認めたとき。 2 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報（特定個人情報を除く。）の提供を新たに開始しようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければな</p> | <p>規定なし。</p> | <p>電子計算機の結合を制限する規定を保護法施行条例に定めることは許容されていないことから、制限は設けません。</p> |

| | | らない。 3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合は、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。 | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|--|--|--------------|--------------------|------------------|---|---------------|-----------------|-------------------------|--|
| 代理人による開示請求 | 保護条例において、本人の委任による代理人が開示請求することができる個人情報は特定個人情報に限られていました。 保護法においては、本人の委任による代理人も、特定個人情報に限らず、委任した本人の個人情報の全てについて開示請求をすることができます。 | <p>【代理人が本人に代わって開示請求することができる個人情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保護条例（第12条第2項）</th> <th>保護法（第76条第2項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</td> <td>特定個人情報を含む全ての個人情報</td> <td>特定個人情報を含む全ての個人情報</td> </tr> <tr> <td>本人の委任による代理人</td> <td>特定個人情報のみ</td> <td>特定個人情報を含む全ての個人情報</td> </tr> </tbody> </table> | | 保護条例（第12条第2項） | 保護法（第76条第2項） | 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 | 特定個人情報を含む全ての個人情報 | 特定個人情報を含む全ての個人情報 | 本人の委任による代理人 | 特定個人情報のみ | 特定個人情報を含む全ての個人情報 | 保護法で定めるとおりとします。 |
| | 保護条例（第12条第2項） | 保護法（第76条第2項） | | | | | | | | | | |
| 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 | 特定個人情報を含む全ての個人情報 | 特定個人情報を含む全ての個人情報 | | | | | | | | | | |
| 本人の委任による代理人 | 特定個人情報のみ | 特定個人情報を含む全ての個人情報 | | | | | | | | | | |
| 不開示情報 | 保有個人情報の開示請求があった場合、当該保有個人情報に公務員の職務の遂行に係る情報が含まれる場合、保護条例では、当該公務員の職名及び氏名を不開示情報から除き、開示することとしています。保護法では、公務員の氏名は不開示情報から除かれておらず、一方で、公務員に加え、独立行政法人等の職員及び地方独立行政法人の職員についても職名を開示することとしています。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保護条例（第12条第3項）</th> <th>保護法（第78条第1項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職名等が不開示情報から除かれる者</td> <td>国家公務員 地方公務員</td> <td>国家公務員 独立行政法人等の職員 地方公務員 地方独立行政法人の職員</td> </tr> <tr> <td>不開示情報から除く個人情報</td> <td>職名 氏名</td> <td>職名</td> </tr> </tbody> </table> | | 保護条例（第12条第3項） | 保護法（第78条第1項） | 職名等が不開示情報から除かれる者 | 国家公務員 地方公務員 | 国家公務員 独立行政法人等の職員 地方公務員 地方独立行政法人の職員 | 不開示情報から除く個人情報 | 職名 氏名 | 職名 | <p>公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名を不開示情報から除く旨を保護法施行条例で定めます。</p> <p>なお、職名等を開示する者の範囲は、保護法で定めるとおりとします。</p> |
| | 保護条例（第12条第3項） | 保護法（第78条第1項） | | | | | | | | | | |
| 職名等が不開示情報から除かれる者 | 国家公務員 地方公務員 | 国家公務員 独立行政法人等の職員 地方公務員 地方独立行政法人の職員 | | | | | | | | | | |
| 不開示情報から除く個人情報 | 職名 氏名 | 職名 | | | | | | | | | | |
| 開示請求、訂正請求及び利用停止の請求に係る決定の期限 | 市が、保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止の請求（以下「開示請求等」といいます。）を受けた場合の当該請求に応ずるか否かを決定する期限については、保護条例では開示請求等があった日の翌日から起算して14日以内としています。保護法では開示請求等があった日から30日以内となっています。 | <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第18条 実施機関は、前条の請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して14日（当該請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、当該請求に応ずるか否かの決定をしなければならない。</p> | <p>（開示決定等の期限）</p> <p>第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。</p> <p>（訂正決定等の期限）</p> <p>第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。</p> <p>（利用停止決定等の期限）</p> <p>第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。</p> | <p>開示請求に対する開示決定等の期限については、現行と同様に14日以内とし、その旨を保護法施行条例で定めます。</p> <p>なお、訂正請求及び利用停止の請求に対する決定の期限については、保護法で定めるとおりとします。</p> | | | | | | | | |
| | 保護法では、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であり、開示請求のあった日から60日以内にその全ての開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当 | 規定なし。 | <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第84条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につ</p> | <p>特例延長を適用することができる場合について、開示請求に対する開示決定等の期限（14日以内）との整合性を図るため、「60日以内に全ての開示決定等を行うことができない場合」を「44日以内に全ての開示決定等を行うことができない場合」とする旨を</p> | | | | | | | | |

| | | | | |
|--------------------------|--|---|--|---|
| | の期間内に開示決定等をすれば足りる（以下「特例延長」といいます。）と定められていますが、保護条例ではそのような定めはありません。 | | き当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1）この条の規定を適用する旨及びその理由 （2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | 保護法施行条例で定めます。 |
| 開示決定の通知 | 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を不開示とした場合において、保護条例では、不開示とした情報が期間の経過により開示することができるようになることが明示できるときは、通知書にその旨を記載することとしていますが、保護法ではそのような定めはありません。 | （請求に対する決定等） 第18条 略 3 実施機関は、第1項の決定が、当該請求の全部又は一部に応じない旨のものであるとき（開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その理由を前項の書面に記載しなければならない。 <u>この場合において、開示しないことと決定した個人情報が、期間の経過により開示することができるようになることが明示できるときは、その旨を併せて記載するものとする。</u> | （開示請求に対する措置） 第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 | 期間の経過により開示できる旨を通知書に記載する取扱いは廃止し、開示請求者の求めがあった場合に、お伝えすることとします。 |
| 市が開示請求等に対して何らの決定もしなかった場合 | 保護条例では、市が、保護条例に定める期限内に開示決定等をしないうときは、開示請求者が直ちに処分についての審査請求や取消訴訟の権利を踏むことができるようにするため、開示請求者は請求に応じない旨の決定があったものとみなすことができることとしていますが、保護法ではそのような定めはありません。 | （請求に対する決定等） 第18条 略 <u>5 第1項の期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が当該請求に応ずるか否かの決定をしないうときは、開示等請求者は、請求に応じない旨の決定があったものとみなすことができる。</u> | 規定なし。 | 審査請求に係る手続は、保護法で定めるとおりとします。 今後、市が開示請求等に対して何らの決定もしなかった場合の審査請求は、不作為についての審査請求をすることができることとなります。 |
| 審議会への諮問 | 保護条例では、個人情報保護制度の運用に当たって、個人情報の目的外利用及び外部提供、電子計算機の結合による個人情報の提供等に関して個人情報保護運営審議会の意見を聴くこととしていますが、保護法ではこれらの事項について審議会の意見を聴くことを要件とすることはできなくなります。 一方で、保護法では、条例で定めるところによ | 【保護条例において個人情報保護運営審議会の意見を聴くこととしている事項】 1 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の取扱いに関すること（第6条第2項） 2 本人以外から個人情報を収集すること（第8条第2項） 3 個人情報の目的外利用又は外部提供に関すること（ | 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。（第129条） | 保護条例において個人情報保護運営審議会に意見を聴くことを要件としている事項については、保護法においては意見を聴くことを要件とすることは許容されていません。 <u>保護法施行条例においては、保護法第129条に定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため</u> |

| | | | | |
|---------|---|---|---|--|
| | り、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとなっています。 | 第9条第1項) 4 電子計算機の結合による個人情報の外部提供に関すること(第11条第2項) 5 不開示情報に関すること(第12条第3項) 6 個人情報を不適正に取り扱っている疑いのある事業者への調査、指導等に関すること(第29条第4項) | | <u>専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護運営審議会に諮問することができる旨を規定します。</u> |
| 運用状況の公表 | 保護条例では、市において個人情報の開示請求の件数などの運用状況を取りまとめ、毎年度公表することを定めていますが、保護法では、各行政機関による運用状況の公表については定められておらず、個人情報保護委員会が各行政機関の法律の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表することとなっています。 | (運用状況の公表) 第31条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。 | (施行の状況の公表) 第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 | <u>市独自の個人情報保護制度の運用状況の公表は今後も継続することとし、その旨を保護法施行条例で定めます。</u> |
| 罰則 | 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者に対する罰則は、保護条例では5万円以下の過料に処することとしていますが、保護法では、10万円以下の過料に処することとなっています。 | (罰則) 第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、 <u>5万円以下</u> の過料に処する。 | 第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>10万円以下</u> の過料に処する。 (3) 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者 | 保護法で定めるとおりとします。 |